

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、短期大学は、短期大学を卒業した者に短期大学士の学位を授与するものとする。
- 二、大学、短期大学及び高等専門学校に置かなければならない職として、現在の助教授に代えて「准教授」の職を設けるとともに、現在の助手のうち、主として教育研究を行う職として「助教」の職を設け、主として教育研究の補助を行う職を引き続き「助手」とすること。ただし、准教授、助教及び助手は、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には置かないことができるものとする。
- 三、この法律は平成十九年四月一日から施行すること。ただし、短期大学卒業生への学位授与に関する規定については平成十七年十月一日から施行すること。